

第十三回国会
衆議院

電 気 通 信 委 員 会 議 録 第 十 七 号

(五七七)

昭和二十七年四月十五日(火曜日)

午後二時十五分開議

出席委員

委員長

委員

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

○田中委員長 これより開会をいたし
ます。

前会に引続き、日本国とアメリカ合
衆国との間の安全保障協約第三條に基
く行政協定の実施に伴う電信電話料
金の特例に関する法律案、並びに日
本国とアメリカ合衆国との間の安全保
障協約第三條に基く行政協定の実施に
伴う電信電話の特例に関する法律案の両
案を議題とし、質疑を続けます。質疑
の通告があります。田中ひで君。

○田中(ひ)委員 大臣がお見えになつ
てから、主要な要点をお尋ねいたしま
すけれども、この法案を見ますと、電
信電話の料金に関する行政協定に基く
特例のように見受けられますけれども
も、その実、この大臣の説明にもあり
ますように、現在連合軍に対する電信
電話サービスは、スキヤップイン一二
九号によつて提供されておりますが、
講和協約発効後におきましては、
行政協定第七條により提供されること
になり、この説明にも書いてあるの
です。問題は、やはりここが重要な点
で、電信電話の料金をきめます前に、
私も一応この問題についてお伺い
したい。このことは、もうたび／＼今
まで申し上げておりますけれども、ここ
に大臣がおられますので、私はその点
を大臣からも御返答いただきたいと思
いますけれども、一応政府委員からも
御答弁をいただきたいと思ひます。

○山下(知)政府委員 お答えいたしま
す。スキヤップイン一二九号により
ますものは、あくまでもサービスの提
供でございます。もちろんこのスキヤ
ップインは講和協約発効と同時に消滅
するものでございます。在来そのスキ
ヤップインに基きまして提供いたして
おりましたサービスというものが、そ
のまま提供できますか、あるいはその
うちからサービスの範囲を狭めなけれ
ばならぬ、向うにやめてもらわなけれ
ばならぬというふうなものも出て参り
ます。従いまして私も考えております。
またそういうふうな交渉する考えで参
ります。従いましてそのサービスを提供
します場合には、国内法に明確になつて
おりますものは、もちろん国内法の
サービスとしまして、それに基いた提供
をいたすわけでございますけれども、
料金は法に定めのないところのサービス
もまた提供することがあり得るとい
うことを予想いたしまして、その場合に
法律根拠を求めたいためにこの法律案
が出ておるわけでございます。

○田中(ひ)委員 大体政府の方の説明
では、行政協定の第七條によるとあり
ますけれども、行政協定は御承知のよ
うに二十九條から成つておりました、
これを見ますと非常に抽象的で、漠然
としております。そしてそのほかの各
條項にも、通信関係に對するとりきめ
が相当なされております。これはすべ
て漠然と抽象的になつております。こ
ういふような各條項における通信関係
のとりきめが、まったく解しようによ
つては占領前と少しもかわらないばか
りでなく、どうにでもなるような規定
がされております。私はここですまず第

一に、この具体的なとりきめは現在少
くとも予備作業班ではなされてお
り、またそれに対する政府の方の基本方針
も、新聞などには一部分は発表されて
おりますが、そういうものを一応やは
りここに示しになつて、今後どのよ
うに変化するかということがわれ／＼
に納得されなければ、これは料金の立
法化であるように見えますけれども、
その背後には重大な通信サービスに對
するすべてのことが隠されておると思
います。私はそういうものに対する具
体的な政府の方針を、以前からもそう
ですけれどもお示し願ひたいと思ひま
す。少くとも予備作業班におけるこ
ろの交渉の経過というものを、ここで
御発表いただけるのかいただけないの
か、そういうものは何かともわれ／＼
わからずに、ただ料金をここでな
げ取急いできめなければならぬかとい
う点もわからないのであります。その
点を御説明いただきたいと思ひま
す。

○山下(知)政府委員 ただいま何か通
信関係のことでも隠されているという
ようなお言葉がございましたが、私ど
も何もその点に隠れたものはないと思
じております。その具体的な進行度につ
きましては、ただいま御指摘の予備
作業班では、施設区域の決定が行われ
たように聞いておりますが、予備作業
班の下部機関といたしまして、分科委
員会ができております。その分科委員
会の中に電気通信に関する委員会が設
けられておりますが、その委員会は前

後三回開きました。その委員会では
いろいろ討議しますには、あまりに問題
がこまかくなりますので、その委員会
の下部機構としまして部会にかけまし
て、この行政協定に關します條項に基
いたる／＼なことを研究討議いたし
ておるのでございますが、その部会で
もまたいろいろ／＼人数の關係からして、
発言が多くなるとまゝならないというこ
とから、小部会というものをつくりまし
て、その小部会が実際の活動役となり
まして、いろいろ／＼研究、進行をはか
つておるわけでございます。今日までこ
の行政協定の二條、三條に言つておる
ところの権利、権能、権力というものは、
施設区域内ではどうなるか、施設
区域外ではどうなるか、また電気通信
省方面から見れば、これをどう取
扱わなければならぬかといつたよう
な討議を経て参りました。これからい
よいよ現在のスキヤップインと相對應
しますところのどういふサービスを、
どういふ量、どういふ料金でやるか
というところの交渉に入るわけございま
す。今日までわれ／＼の方で、先方に
こちらの意思をはつきり伝えてお
する一二の点を申し上げますならば、
今までは従業員を、要員提供という名
目のもとに、いわゆる定員のわく外であ
ろうと、仕事の上で困つておるうと、
かまわずに要求されて提供いたしてお
りましたが、そういうことはわれ／＼
は今後はできないといつたようなこと
は、すでに今までの過程の中に意思は

本日の會議に付した事件

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障協約第三條に基く行政協定の
実施に伴う電信電話料金法等の特例
に関する法律案(内閣提出第一五一
号)

表示いたしております。あるいはまた資材の提供とか物品の提供とかいうようなもの、われ／＼の方ではいたしかねるといつたような意思の表示はいたしておりますけれども、先方でそれではそれでよろしい、その点はこうとりきめようということにはまだ相なっていないわけであります。そういうふうな小部会で意見の一致しましたものを部会でまた検討し、その部会で検討しましたものを小委員に上げて、小委員会で検討して、これを分科委員会に出すわけでございます。それで分科委員会で解決しましたならば、予備作業班にそれを上げるという段階に相なっておりますけれども、まだ今日のところ、分科委員会が予備作業班に出しました具体的なものはないわけでございます。

○田島(ひ)委員 ただいまの御説明でも私はよくわかりませんけれども、いろいろこちらの意思の表明はなさっておりますけれども、その表明した意思がどれだけ向うに協定の中に入られるかどうかは疑問です。行政協定を読みますればわかりますように、まったく向う様の権利、権力、権能というものが、絶対至上権を持つていて、ということがここに記されているのです。これは非常に抽象的だから、どうにでも当てはまれます。私は通信関係の條項が相当ありますから、その点をできるだけ簡略にして御質問いたしたいと思っておりますけれども、その前に、こういうような通信関係の法案が、こまぎれのような形で、今二つ出ておりますが、今後とも必要に応じて立法化されるというふうなことになります。

○佐藤國務大臣 電通省の所管事項といたしましては、この法律をたいたいま予定しておるのであります。この法律で行政協定に基く必要な法律は整備される、かように考えております。

○田島(ひ)委員 つまりこれによりまして、日本の法律に委譲する点だけは立法化されて、あとの点は全部、今後米軍に提供する通信サービスは、この抽象的な、結局行政協定によるということに解してよろしいのですかどうか。その具体的な内容は、今おつしやつたようにまだわからないとすれば、われ／＼はこれによつて理解していいかどうか。

○佐藤國務大臣 御質問の趣旨がちょうど私つかみかねておるのであります。御承知のように電通省といたしましては、国内において具体的な電話を専用するといふような場合に、別に国内においては法律を必要としない、ただそういう場合にはいかなる方法で料金を決定するか、その料金の規定があるわけでありまして、あるいはまた設備に關しましては、設備負担金の法律があるだけで、それ以外の問題は日常の事務として実処理しておるわけでありまして、ただ外国の駐留軍に対する関係におきまして、この料金の法、あるいは設備分担の法律をそのまま適用することはどうかという、これについては行政協定、安全保障條約に基く特殊な條件のもとにおいてサービスを提供するということになっておりますので、その趣旨の法律はこれははつきり必要とするわけでありまして、そういう意味においてこの法案を提出いたして

おるわけでありまして、サービス自体の内容につきましては、私どもの事務として処理されることだと思ひますが、かねてからいろいろ御質疑を重ねて参りましたように、一面において駐留軍の活動自身には便するよう、当然私どももいたしまして考慮をいたす考へ方でありまして、同時にまた国内需要に對して非常な負担を課するということでありまして、電通業務を遂行する上から見まして遺憾の点が生ずるわけでありまして、従つて特定の施設を提供する、あるいは特定のサービスを提供するといふ場合は十分勘案して、その間の調整を考へた措置をとつて行くといふことを考へておるのであります。これが先ほど来山下君からいろいろお話を申し上げた点であります。

○田島(ひ)委員 そこで私はこの行政協定の條項に關して、もう一處はつきりお伺ひしておきたいと思ひますのは、今大臣の御説明でも、日本の国内における通信關係に妨害にならない程度で、今後いろいろとりきめをなされと言われておりますけれども、まず第一に、行政協定の第三條の規定によりますと、米軍が、日本における施設あるいは区域といふものは、必要に依つては幾らでも無制限、無期限に持つてゐる。しかもその無期限、無制限に施設、区域を持つてゐる、当然通信關係のサービスもついてもまゐること要求されるわけですね。そういういたしますと、大臣はそういうことを言われますけれども、米軍が必要とします通信サービスは、絶対的な権限を持つて向うが要求されるということになれば、料金の問題よりも、われ／＼はこ

れが非常に重大なんです。国内に影響しないと言われますけれども、現在すでに占領下において占領軍に接収され、ために、日本が非常に苦しんでゐる。ということは、政府のいろいろ資料によりまして示されております。それが現在のまま、名前がかわるだけで、もつて結局向うに提供される。それはかりでなく、私どもはなおあとも御質問いたしますけれども、占領下よりもつと多くサービスを要求されるという結果を、この協定によつて見るわけなんです。そういういたしますと、大臣はそう言われますけれども、結局はサービスの点では米軍の言うまゝになるというふうな解してよいのかどうか、その点を私どもは先ほどから聞いてゐるのです。

○佐藤國務大臣 ただいま私からも申し上げましたように、国の安全確保の關係から駐留制度を必要と認め、そういういたしますと、駐留軍の活動に非常な制約を加へるとか、または非常な不都合があるとか、不便があるとかいふことは、駐留の制度を考へましたことと自己と矛盾するわけでありまして、従いまして通信の設備といふものも、駐留軍を許します以上、その行動に便するよう考へて行くのが当然だと思ふのであります。ただ今第三條自身を取上げられまして抽象的な御議論をなさいますならば、駐留地が全国至るところに非常に網が張られるとか、あるいはまたその駐留軍の敷も非常に歴大なものになつて、これは限度が考えられない。そうするとこれらの活動に便する意味におきまして通信施設の使用といふものも、これまたその軍の規模に依つて非常に拡大されるのではない

かという御心配のように思ひますが、すでに御承知のように駐留軍の内容等につきましては、別途交渉してあります。範圍におきまして、今後漸次その内容ははつきりして参ると思ひます。さう考へてみますと、われ／＼が想像するところにおきましては、現在の占領下の状態よりはもつと規模が縮小されるのではないかと、かように考えます。電通省が提供するサービスにつきまして、ややその範圍は縮小を来すのではないかと、かようなことは想像が実はつくのであります。ただ問題は、現在の段階におきましてこの内容が明確でありせんために、ただいまのような御疑問を生じておるのであります。が、この内容がたいたいま明確でないが、しかし見通しをいたしましては、必ず現在よりも範圍は縮小されるもの、かように実は考へておるような次第でありますので、御疑念なり、あるいは御不安の点は、その意味においてややかわつて参るのじやないか、かように私は考へております。

○田島(ひ)委員 私の質問が抽象的な内容は、政府の方から具体的な交渉の內容が示されないもので、当然これは抽象的なもの、抽象的に渡されたいと思ひます。大臣のたいへん善意な解釈では、現在よりも少くなるなどとおつしやつておられますけれども、少くとも日本に駐留する米軍は、今までの占領軍にやないのです。現在朝鮮で、戦行動をいつてゐるあの歴大な軍隊が、今度は日本を基地として日本で作戦行動をしようとする軍隊として、今までもよりもつと歴大なものであるとい

サービスを要求し、あるいは妨害する
という結果になる。そうすれば占領下
よりも当然今後の方が、もつと影響が
大きくなるのだというふうにわれ／＼
は解しているか、それを私はお伺いいた
します。そうでないと言われるなら
ば、これではそう解するより方法はな

いと思う。これはまったく卑屈な主人

と奴隷の關係の協定をおきめになつて

いる。たれが見ても常識的に考えても

そうなっている。対等な立場で交渉す

る力を持たない奴隷が、主人に交渉し

てもどうにもならない。この規定でそ

うなつている。これに対する大臣の明

確な御答弁をいただきたい。

○山下(知)政府委員　ただいま一例と

しておあげになりました依佐美のこと

に關しまして、一応の御説明を申し上

けておきます。今御指摘のように依佐

美では、強力なる長波の電波を発射さ

れる見込みでございます。しかしまだ

影響がどの程度にあるか、はつきり資

料が出ていないのであります。と申し

ますのは、あれは一応アンテナを全部

上げて工事をいたしましたら、先日の

強風でもつて一部の線が切れました。

そのために、反復日が今行われております。

す。それができ上りまして本当の電波

を出してみるわけにあります。この場

合私どももいろ／＼な過去の資料から

見まして、今の状態で電波を放射され

たなごまわれ／＼の、ことに裸線通信

こは影響があるだろうというこは予

想いたしておきます。ただいま双葉と

かあるいは卑屈とかいうお言葉もあり

ましたが、占領下の現生でもこの影響

に対しては絶対にあなただけで責任を

負わなければならぬ、二つ、一つは

はつきり申入れをして、先方でも影響

目方木一歩二景

[illegible]

をできるだけ除くが、影響が及ぶ場合においては、その除く方法を電通省の方でやるならば、その費用は全面的に出さなければならぬ。とにかく協力してどの程度に日本全国に影響が及ぶかというのを調査しようという、かたい約束に相なつてゐるわけでございます。現在でもさうでございます。将来はますますさういふことの発言と申しますか、要求と申しますか、さういふことはできるということをかたく私は信じております。なおさういふ行政協定自身の規定から見ても不必要に妨げない。これは不必要に妨げないか妨げていないかといふことは、両者のつきりした認定によるわけでありまして、こちらはお願いしてどうかしてくだされといふのではなく、これは私どもにさしつかえがあるのだからといつて、堂々と正当に要求できるものと考へております。なおまた先ほど御指摘の権利、権力、権能といふものが日本中に絶対のごとくに、さういふ意味の御発言があつたように思いますが、この行政協定に示してありますような点も、電氣通信としましてはつきりしてありますところは、さういふ権利、権力、権能といふものも、必要にして適當なものである。決して完全にして全般的なものではないといふことを先方に確認されております。しかもそれは施設及び区域内だけに限る。施設外、区域外のものは、完全に日本のものであるといふことはつきりさせてあります。ただいま御指摘のような懸念は、私どもも頭持つていないわけでございます。

つてなか／＼御苦勞なさつておられる点は、私も一応了解いたしますけれども、せつかくのその決意と努力が、この協定によつてはおそらく報いられないのではないかと。なぜかならばこの協定は、これを讀めばわかるように日本側の要求が通るような協定ではないと思ひます。その点で私はもう少し先第六條の点でも、大臣がどうお考えになつておられますか伺ひたい。きのうも多少説明がございましたけれども、こゝでも通信の体系について、笑にわからない、漠然とした規定がされております。すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達をはかるものとして、さうしてこの協調なり整合をはかるため必要な手続及びそれに對するその後の変更は、相互のとりきめにおいて定められるといふような規定、これは一体どういふことを意味してゐるのか、この点の御説明をひとつ伺ひたいと思ひます。

○山下(知)政府委員 これは日本の翻訳を讀みますと、いかにも通信体系といふものがぼつと離れて出まされて、全体的のことを言つたやうに思われる。初め私どもさういふ氣持でもつて、たいへんなことが書いてあると思つて當局の方にはつきりさせましたら、翻訳といふものを離れまして英文を見ますと、意味がはつきりつかめる。これは航空通信の体系のことを言つてゐる。ですから公衆通信の、一般に關係のあるやうな体系のことをここで云々しよといふのではないのであります。○田島(ひ)委員 それならさうとこれをはつきり訂正する必要がある。日本人は英語で讀むのではない、日本語で讀むのですから……。航空通信にして、このやうな通信の体系が、今後一切米軍との緊密な協力のもとに左右されるというふうに解してよろしうございませうか。

○山下(知)政府委員 この協定書は日本語及び英語、両方が成文に相なつております。それで両方對照しますと、私のただいま申し上げたやうな意味がはつきりわかるのです。この点で了承いたしてよろしいかと。○田中委員長 田島君に申し上げますが、先ほどのお言葉の中に、若干好ましくあらざる言葉がありました。さういふ点がありまして、速記録を調査いたしました訂正をいたしますから御了承願ひます。

○田島(ひ)委員 今の山下政府委員の御返答の言葉に私はつかまへさせんけれども、これは私が解するのじやない、日本の一般の人が讀むのです。が、それにわからない。英語の方でおつしやるけれども、英語の方だつておそろくさう理解する人は相当おられると思ひます。さういふいいかげんなことが全体を通じてなされてゐる。どうにでもとれる。さう解しておりましたもここに明記されていなければ、今後一切の通信の体系が向うによつて協調、整合させられなければならないと言われもししかたがないと思ひます。その点は私はこれ以上つきませんけれども、おそろく政府としてはこれに對して何らかの措置をとる必要があることを私は申し上げておきます。

○田島(ひ)委員 それも何か水かけ論みたいになりますけれども、日本の軍隊でも戦時中の一朝事あつたときには協議だ、何だ、とそんなことを言つておられるものでなかつた。日本の軍隊ですらそんなことを言つておりませんでしたが、それ以上のあの強力な龐大な米軍は、山下政府委員がいかにか一身を賭してお骨折りになつたところで、そんなことの協議をかれこれ言ひ前に左右されるといふことは明らかであります。しかし私はこの問題も、政府の御答弁はおそろく同じやうな御答弁だろから伺ひません。

いう御返答をしておられますけれども、この二十四條を見ますと、われ／＼は大臣のそういう御返答を信じているわけにはいかなのです。緊急した事態が生じた場合には、当然通信機関を結局接收される結果になると思ひますけれども、なお大臣の明確な御答弁を得たいと思ひます。

○佐藤國務大臣 二十四條はつきり書いてありますように、こういう際にはただちに協議しなければならぬという規定であります。従つてその協議をまつ以外には結論は出ないわけであります。

○田島(ひ)委員 たいへんたよりない御答弁で、この前大臣は絶対にそんなことはありまじと、石川委員に断定的なお答えをしていらつしやるのですけれども、それとお答えが違つて来ておる。その点……

○佐藤國務大臣 石川委員の質問を私ただいま十分記憶しておりますが、ただいま田島委員の御質問にお答え申し上げた通りであります。

○田島(ひ)委員 私はこの條項でなおお尋ねしたい点がありますけれども、政府の方のお答えは一向はつきりしないで、まつたく同じような返答で要領を得ませんから、この條項についてはおそろく答弁がでないんだらうと私は思ふ。できないからこそ、このよう具体的な問題をも明示しない。答弁ができないほどこの協定が日本人にとつてはたいへんな、それこそ日本をまつたく米軍に左右されるような協定のもとに、電通事業をも左右されるんだ。だからこそ具体的にお出しにならないし、また大臣もお答えできない。なぜかといふと、おそろくダレ

ス、吉田、ラスタ、岡崎、この間でとりきめされて、閣僚の大臣方も御存じないんだ、私はそういうふうに理解いたします。これ以上私は大臣にのれん式な質問はいたしません、その他点で少しお尋ねしたいと思ひます。

料金の点は、きのう松井さんからもお尋ねになりましたから、それに対してのお答えがあるだらうと思ひます。今後米軍に対する費用が、日本と米軍と折半で持たれるといわれておりますが、それがどの費用から出されるのか、従来は終戦処理費から出されて来たのですが、それに対するお答えがあるだらうと思ひますから、これはそのお答えがあるまで私は待ちます。

なお占領下で終戦処理費の中から支拂われる米軍の使用した料金が非常にたくさん未拂ひ、遅拂ひになつておると思ひますが、この結果はどうなつておりますか、現在のどのくらい残つておるか、それは今年度においては何から拂われるのか、その点御説明願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 この機会に昨日松井委員からお尋ねがありました件につきまして、調査いたしましたところでお答えしたいと思ひます。行政協定により米軍に提供しますサービスの代金は、契約によりまして米軍から支拂われるものであります、この支拂ひ資金といたしましては、行政協定第二十五條によりまして、わが国から一億五千五百万ドルに相当する金額が繰入れられることになつておりました、この繰入れに對しましては、二十七年年度の予算中の防衛支出金六百五十億圓が引当られておるのであります。従ひまして昨日お尋ねになりましたこの費用はどこ

から出るかと言われますれば、この防衛支出金ということになるものであります、ただいまのところさうなことになるつておることを御報告申し上げておきます。

○松井(政)委員 料金の点は明らかにになりましたから了承いたしますが、これはちよつと筋違いかしりませんが、関連するので國務大臣としての立場からお答えしていただいてもけっこうであります。これは予算上明瞭に防衛支出金となつておる六百五十億圓から、法律で定められなければならない通信等の料金は支拂ひことができるのであります。ところが行政協定に基く優先的なサービス提供の面から考えますと、公共性を持つ電力、ガス、水道、石炭等、國民経済に影響を及ぼすあらゆるものは、行政協定のとりきめからサービスを優先的に提供することが行われるのではないかと考えられる。そうなるのではないかと考えられる。そうなるのであります、予算における費目並びに法律によつて料金等を半額負担することは、民間会社の経営に属するものもあるわけですが、これもいかなるものも、これが今度の場合でも五十億と見積つて半分程度とすれば二十五億と見本負担になる。こういうものが五つ六つとまれば百億、二百億の日本経済からの優先的サービス負担が生れて来るのであります。こういうことによつて他の公共的なものが優先的にサービスされることになるのであるか、波及しないのであるか、この点についておわかりでありましたら御答弁が願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 電気、ガス、水道料金等も、防衛支出金の中に計上されて

おると私は考えております。それらの扱い方等につきましては、先ほど来申しますように、駐留軍の活動に非常な不便なり制約を與えるというところは、これはまず考えられないことだらうと、かように考えますのでさういふような意味合いにおきましては、國が好意のあるサービス提供という線で、やはり駐留軍の活動につきましては特に考慮を拂つて行くべきものだらう、かように私は考えております。

○松井(政)委員 これは明瞭に防衛支出金の中に電力、ガス、水道等が含まれておるといふように、大臣は御解釈でございませうか。それともそこまで断定するまでの域に達してないかといふことが、私は問題だと思ひます。というのは、予算委員会における大蔵大臣等のいわゆる説明並びに答弁とは多少違つておるのうに見えますので、その点は明らかにしておいていただかないと、たとへば電通事業はただいまのところは國有国营でありますから、当然法律によつて料金をきめなければならぬのであります、この種の特例が行政協定の結果必要になる。ところが電力、ガス、水道料金等、國會の議を経なくしてよろしい料金等は、行政協定に基くこの種の法律は出て来ないのであります。しかも民間経営で行つて居る事業があるのであります。その民間経営で行つて居るものに對するサービスの料金も、防衛支出金で負担するといふことになりまうと、これはまたたいろいろやはり解釈が違つて来る面が出て来はせぬかと思ひますが、重ねてこの点について明らかにしておいていただきたいと思ひます。具体的に大蔵省との折衝の結果でなければ

わからなければ、それでもよろしゅうございませうが、この点をひとつ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 もちろん私専門でありませぬので、一應さうな私の所見を申し上げたわけでございます。従ひまして大蔵委員会なりあるいは予算委員会等の主管大臣の答弁が、ただいま私の話と違つておりますれば、もちろん主管大臣の方の意見をとつていただきますと思ひますが、なお私自身といたしましては一應の疑問もあることとございませうから、さらに取調べてみたいと思ひます。

○田島(ひ)委員 先ほどの私の質問に對するあとの方のお答えをしていただきました。○山下(知)政府委員 現在軍に提供いたしておりますサービスの料金は、まだ未収のものがどのくらいあるかというお尋ねでございますが、最近非常にフル・スピードでいろいろ計算をいたしてまして、三月の年度末には相当多額の金額を收入いたしました。ただ先方との折衝が本まじりになりかねた点があつたのでございませうと申しますのは、昨年の十一月一日から料金の値上げをいたしました。料金値上げに伴ひまして、軍の方にも國內の方の適用通りの料金の値上げを要求しますし、またその他のサービスの値上げも、今日の状況を見まして、値上げを要求いたしました。それで軍の方でもいろいろ問題がありまして、何回となくその折衝を重ねました。ようやくわれ／＼の方から要求しましたほとんど大半を認めてもらつたのであります。それが三月のことです。

ございましたから、あと値上り分の要求をしなければならぬというのと、それから現在一月遅れずつにすべてのサービスの計算をいたしておりますから、三月分の請求を今用意しつづつあるところでございます。従いましてこれ全体を集めますと、約十億程度になるかと思ひます。この支拂いの点は、これは現在の横浜の兵站部と打合せまして、必ずそちらの方の予算を確保しておいてもらつて約束手済みのものがございます。

○田島(ひ)委員 その点でその十億は、二十七年から拂つていただくわけなんです、それはどの費用から拂われるのでしょうか、終戦処理費はな

○山下(知)政府委員 終戦処理費はなかつたというところは聞いております。従いましてこれが日本の、つまり普通の会計から拂われないように、軍の方でこれを何とかしてまかなつてもらわなければならぬという要求をいたしまして、軍の方でも、その点については考へる、どの費目からどう出すかというところは、自分の方の会計監督官もあるから、そういうものと協議しなければならぬから、しばらく待つてくれという話に相なつておるわけであり

○田島(ひ)委員 おそらく結局は、何らかの形で日本の費用負担になるわけですね。日本から出たものが入るといふ結果になるのです。それから電通関係で接収されております土地や建物が、この際どのくらい返されるか。その点もおわかりになつておる点をひとつ……。

○山下(知)政府委員 今予備作業班の

方で行中中でございますから、また全部本まきには相なつていないのでございませう。大体前に日本の軍が使つておりました無線局、それから米軍が建てました超短波中継所、そういうところが主たるように大体考へられております。

○田島(ひ)委員 それから回線の点では、どのくらい接収解除になるのか。これは私の前もお伺ひしたのでございませうが、ここに昭和二十七年電氣通信事業設備計画要領というものがあつて、その中の二の点に、市外電話施設工程説明書というものがございませう。その中には、はつきり「朝鮮華僑発生以来連合軍要領による回線が著しく増加し昨年六月以来既に十萬軒を超過し」とつづつ書いてありまして、「このままでは市外電話は半身不随の状態に陥ることが明らかである」といふような、政府のこういうものまで出ております。この点の説明もいたしたいのでございませうが、回線がどのくらい解除になつて、それが公衆用に向

○山下(知)政府委員 私ども市外線の拡充という点に対しては、非常な熱意を持っております。これは当然のことでございます。そこで予算もこの点に重点を置かなければならぬ。ここに書いてありますように、この状態だと半身不随になるぞという警告を書いているほど、大いに力を入れたわけでございます。軍に提供しております市外線も、これをつくりました時分が一番割合合からいつても多かつたのであります。現在ではこれをつくりました当時

よりも、提供しております線は減少いたしてあります。そこでただいまお話の、どのくらい返してもらえるか。つまりこの専用線自身は、初めから日本のものであります。それを貸しておるわけでありませう。どのくらい貸すのをやめて、一般公衆の方に使うようにするかというお尋ねの点でございますが、その点私どももぜひある程度までは返してらつて、公衆線にまわしたいと考えております。われわれの公衆通信は、不必要に妨げられておるから、ある程度のもものは返してもらわなければならぬという意向は伝えておりますが、どの回線をどれだけ返すという具体的交渉には、まだ入つておりません。返してらうという考えでは

○田島(ひ)委員 その点は納得行きません。占領下で一時的のものであつて、決して所有権までとられたのではないと、さつき大臣は言われましたが、向うに使用権があればこそそこで問題にしておるのです。その点は私はもうしつこく聞きませんけれども、結局はこういう点からいいますと、半身不随になつておるものが、今後行政協定によつて、半身不随どころか、全身不随の結果になると見られるわけでありませう。

そこで私はもう二、三伺ひますが、占領軍に派遣されております要員がおります。その要員中からどのくらい電通省に帰るか、その数と、それから歸つて来た人々に、部署がどこに與えられるか、定員法とはそれはどんな関係になるか、私は定員法のわくの外にあると思ひますけれども、そういう点の

○山下(知)政府委員 この点は、私今まで再々例として申し上げたのでございませうが、要員提供という今までのような業務は、お断りする考えでおります。つまり人を出してくだいと言つたときに、今までのような自治権のないような、そんな要員の提供はしたくないのであります。そこで向うに働きたいという人は、籍をかえて向うで働くようになるかも知れませんが、それ以外の人は、みな歸つて来てもらつて考へております。その部署は、それぞ

○田島(ひ)委員 定員法との関係は……。

○山下(知)政府委員 失礼しました。今までの提供も、定員法の中から出してありますが、歸つて来たためにわくの外になるから、さびしい思いをさせるといふようなことは、全然ないよう

○田島(ひ)委員 今占領下で、非常に電通従業員が苛酷な扱いをされておるということですが、これは御承知だと思ひますけれども、たとえば川崎電話局のように、これは立川などの軍事基地の關係のあるところの電話局では、非常に扱いが苛酷になつてゐる。ここなどは、晝よりも夜の方が忙しくて、ほとんど夜に従業員が向けられる。夕方方の七時に出勤して朝の六時ぐら

話をかけた。ところがそれが通じなかつたので、すぐ呼び出して、絶対夜は勤務しなければならぬというふうなきつい命令が来て、晝が案外楽で、夜は絶對的な権限で使われてゐる。非常に労働も強化され、苛酷である。こういうような状況が、私は方々に見られると思ひます。たしか青森の三沢の電話局では、何でもよろしい戸をおろして、がんにがらめにして外と遮断して、そこに見張り張つていて、従業員が働かされておるというふうなことを聞いております。おそろしく御存じだろつと思ひます。そういう例が現在方々にあると思ひますが、こういう例も、今後この行政協定のこういうふうな抽象的な規定のもとでは、ずつと継続されるとわれわれは思ひますけれども、こういう事実を御存じかどうか。そしてなおこういう事実に対して、われわれは国政調査として一応行つて調べる必要があつてと思ひますが、政府の方の御所見を伺ひたいのです。

○山下(知)政府委員 ただいまの例を知つておるかというお話でございますが、私は三沢の例は知つております。もうすいぶん前から知つております。そこでこれはいかぬと思つて、總司令部の方にも嚴重にかけ合ひいたしました。当然のことではあります。そういうふうな例が今まであつたればこそ、私どもは今後人員の提供というふうな手放しのような提供はしない。人員を提供するといふことは、契約による場合においては、こちらでもつてできる範圍においては受けましよう。受けるけれども、その場合は人員の管理権は完全に日本側

にある、これを確認するならば、人を出し、これを腹でおります。です。から今後は、今のよう問題は起らないし、またわれ／＼の方からでも、もしそういふ都合なことがあれば、その契約を破棄するということなところまで、私は行きたいものと思つております。

○田島(ひ)委員 今の山下政府委員の御返答で、私は政府がそのような努力をしておられるとすれば、たいへんけつこうだと思つて、川崎の電話局に對してもお調べいただき、それから電通委員から国政調査として、われわれを出していただきたいということを申し述べておきます。早急にそこを調査していただきたいということを申し加えておきます。

最後に、電波の方の關係で、電波監理委員会の方に伺います。電波の周波数が、今後どのくらい米軍に増加されるのか、その間の御説明をもう少し詳しくしていただきたいと思つておきます。

○網島政府委員 周波数の問題についてお尋ねでございますが、この問題は現在予備作業班の通信分科会の周波数部会というところで、作業を継続中でございます。この周波数の問題につきましましては、国際會議で日本に割当てられた周波数は、これは日本が使い得るものでありまして、それをアメリカが使うというのではないものと考えております。ただ国際會議におきまして、まだきまつておらない部が相当ございまして、そのきまつておらない部分について、どの部分を日本で使い、どの部分を向うが使うかというこの協議を進めておるのでございますが、現在まず超短波の周波数の使い方につきま

して、協議を進めております。まだ最終的な結論に到達しておりませんけれども、現在まで進行した範囲内におきましては、相当な部分が日本において拡張されて、使い得るという状況になつておりまして、今後わが国の周波数の利用というものは、相当高まつて行くものと考えております。なお今後私どもはできるだけ日本の周波数を増加するように努力して行く考えでございます。

○田島(ひ)委員 それではいつかのテレビのときに問題になりました超短波、五つの周波数帯を米軍が使つていくというのは、これも國際的には日本の使用を許可されてないということをおつしやるのですか。もちろん日本に割当てられたものは日本が使うのがあたりまえですけれども、あたりまえのことができないので問題があるのです。米軍が使つていくのに、日本が当然使えるものが使えない。そのテレビに使える周波数はどうか、これは國際的には日本は使用を決定されてないものですか、どうですか。いるものはいつか問題になりましたが、その点はつきりと御返答がありませんでしたから、ちよつとお尋ねいたします。

○網島政府委員 テレビジョンに使う周波数は、これは超短波という部類に属するものでございまして、この超短波の周波数の利用にしましては、まだ國際會議においてはどこからどこまではこの国が使う、どこからどこまでは日本が使うという決定はされておらないのでございます。従いまして先に使つた方がその先取権と申します

か、使用権と申しますか、それがあつたわけにございまして、まだ日本はテレビジョンを開始しておらないために、その部分は日本としては使つておらなかつたのでございまして。と申しますのはテレビジョン、いわゆる放送に使

る部分は、これは國際條約で各國ともこれは放送以外に使つてはいけないということになつております。ただこの国が使うかということ、まだ國際會議ではきまつておらないということなのでございまして。従いまして従来のその部分はアメリカ軍が使つておつたのでございまして、しかもこの前御質問のときにはまだ具体的な協議になつておらなかつたのでございまして、最近の周波数の分科会におきまして、超短波のテレビジョンのバンドの研究が済みまして、その結果國際條約でテレビジョンに割当てられた部分は、日本において使用可能な状況になつて参りました。もちろんこれはまだ下の分科会のところで相談してるところでありまして、その案に基きましてさらに上の方の通信分科会、さらに上の方に於いて最終決定をする次第でござい

ますが、ただいま申し上げましたようにテレビジョンの部分は、相当日本に有利に展開して参りました。

○田中委員 他に御質疑はありますか。——なければ本案に對する質疑はこれにて終了いたしましたものと認めます。

引続き日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の

特例に関する法律案を一括して、討論に付します。討論の通告があります。

電話設備臨時負担措置法も適用しないこととしたのであります。本委員会におきましては、この法案につき詳細な審査を進めたのであります。が、本案の内容とするとところは、安全保障條約及び行政協定の趣旨にかんがみ、適当であると認めるものであります。なお本委員会の審議におきまして、公衆電氣通信設備の利用以外の關係にも及んで質疑応答がかわされたのであつて、現に進行中の行政協定に基く具体的とりきめに関する本委員会の希望等も明らかとなつたのであります。から、政府はよろしく本委員会における論議の要点を重視されまして、万遺漏なき成果を収めるよう、この際希望を明らかにいたしまして、賛成の意を表するものであります。

○高橋三郎君

次日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案に對し、私は自由党を代表いたしまして賛成いたします。御承知の通り本法案は、さきに国会が承認を與へ、近く平和條約とともに効力を発生すべき安全保障條約の第三條に基き、日本国内に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の無線局の設置、運営について、両国政府間で決定した行政協定の規定を実施する上に必要とする措置であります。主として右の行政協定第三條に関するものであります。すなわちその細目は、相互のとりきめにより、または必要に應じ、隨時協議によつて具体化されることとなつておるものであります。が、合衆国が軍用に供する目的をもつて設置するものである關係に照しまして、それに電波法を直接適用できないことは、もとより當然の歸

た、使用権と申しますか、それがあつたわけにございまして、まだ日本はテレビジョンを開始しておらないために、その部分は日本としては使つておらなかつたのでございまして。と申しますのはテレビジョン、いわゆる放送に使

その徴收事務の關係等から、むしろ別個の体系とするを便宜とするので、電信電話料金の適用を排除し、もつぱら行政協定に基くとりきめによるの形式をとり、これに對する必要の改正を料金法別表に加えることとし、また

特例及び電波法に関する特例というより規定であるように見受けられますが、しかしその立法の真意は、その裏に隠された重大な、日本の通信事業の施設サービスが、行政協定の名で、何ら占領下とかわりなく、米軍によつて支配されることを規定しているのではありません。講和後は通信サービスが主として行政協定第七條によつて提供されるというのでありますが、第七條は、ちろん、行政協定二十九條の條項は全部、まことに漠然とした抽象的な規定でありまして、具体的な事項は今後政府間のとりきめによつて定められ、講和後は、なお政府間のとりきめがでないものは、合同委員会という協議機関にゆだねられるのでありますが、政府は具体的な事項の内容については、国会にもまったく秘密にして、国民の前に明かにいたしておられません。行政協定二十九條條によつて私たちの知ることのできるものは、日本がアメリカにお頼みして駐留していただく、米軍が無期限に日本全土にわたつて絶対的な権利、権力、権能を行使できるということでもあります。つまりアメリカ人のための不可侵の特権を二十九條條にわたつて規定しているということが、できるのではありません。しかもそれは占領政策上日本にとどまつていた軍隊だけではなく、国連の名によつて現在アジア作戦に従事しております膨大なアメリカ軍が、日本を基地として作戦上必要とする物資なり施設なり等、すべてのものを彼らの意のままに、日本から調達あるいは拡充、提供せしめ得るといふのであります。従つて電通事業の全体系が、これら作戦上の米軍に供せられるという重大な内容を持つてお

ります。このような傍若無人な米軍の行為が、明確に日本の法規上に触れる箇所のみを特例として、こまぎれに立法化したにすぎないのであります。たとへば第三條によりますれば、アメリカは日本の領域への、領域からのまたは領域内の通信を不必要に妨げるような方法によつては行使しないことに同意するにあつて、彼らが必要とする分には、いくら妨害になつてもよいということになるわけでありまして、他方日本側からは、妨害を受けないで使用する権利を持つておりますが、またつたこれは奴隷と主人の権利義務でありまして、日本側は卑屈にもお願ひして御主人の方は絶対的至上権、権力、権能を持つてというような規定がなされております。このような主人と奴隷の協定であればこそ、国会の審議にも行政協定そのものを諮らず、国民にはまったくその内容を知らさないで、吉田、ダレス二人の間で條約は決定し、ラスク、岡崎二人の間で行政協定は強行されてしまつた。具体的なとりきめは一切秘密の了解事項となされてゐるのであります。これらの少数の人々の意中できめられてしまつたこの行政協定に基くところの電氣通信關係の一切のサービス提供、これに對しましても政府の答弁では、關係である大臣すら具体的な内容については何もおそれ知らされていまいと見られるところの、具体的な答弁がなされず、わかない。あるいはまだ審議中だ、協議中だというように一点張りの御答弁でございまして、この行政協定を見ますと、今後無期限、無制限に日本にとどまる米軍の家族、軍属の、施設及び

区域に對しまして、国内法はまったく適用されず、行政協定という名によつて支配され、行政協定のその具体的な内容という点になりますと、政府間のとりきめでやるのだ。しかもとりきめができないときは、講和後は合同委員会という機関にまかされる。この合同委員会でおきまらなるときは、さらに政府間でとりきめをするのだといふたような、またつた行政協定あるいはラスク、岡崎間の書簡を讀みますと、一般の常識では理解しかねるわけのわからない規定で、国民を欺瞞し、米軍のアジア作戦の名のもとに、日本を彼らの手でがんにがらめに縛りつけてしまつてゐるのであります。またつた国会と国民を愚弄し切つた、日本人ならこの行政協定を讀んで憤りを感じない者はないようなこの規定に基いて、電氣通信事業一切があつて米軍の支配下に治外法権として提供される、そのための法案であるとわれ／＼は見るのであります。わが共産党は平和條約、日米安全保障條約に對しましては、もちろんこれに絶対反對をし、さらに行政協定に對しましてはこれに反對し、この二法案に反對するばかりでなく、われわれはこの條約、安全、行政協定の破棄に向つて、その最後の光榮ある任務をなし遂げるまで、国民とともに断固として闘うことを申し上げまして、この反對の趣旨をいたします。

○田中委員長 これにて両案に對する討論は終局いたしました。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電氣電話料金法等の特例に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて本案は可決すべきものと決しました。

お諮りをいたします。本案に關する報告書につきましては、委員長に御一任願ひいたしと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたします。

次に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う電氣電話の特例に関する法律案について採決いたします。本案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。本案に關する報告書につきましては、委員長に御一任願ひいたしと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたします。

せしめるような、ある特殊な關係や關連があるかのごとき印象を與える記事が大きな活字で出ていました。それと同時に國際電氣電話の民間會社を、政府が接収してつくらしむるというような意味の記事が載つておりました。きようはその切抜きを持つておられませんけれども、家庭には持つておりませんが、いつか大臣にお尋ね申し上げたところ、電氣電話工事會社等は、またつたこれはガラス張りである、またつたくも默然も何らないのである、またつた平等に他の諸會社と五分々々の競争入札等とさせる方針であつて、何ら他意がないという意味のお答えがありました。しかるにただいま申し上げた読売の記事を見まして、私は新聞の報道が誤りであればこそであるが、何となく政党内には、これは政党内閣の院外団のような、密接な關係を持つておるのかのごとき報道ぶりについて心配しておるのであります。それらの点について大臣の御所見があれば、もう一度再確認したいので何つておくれのであります。

○佐藤國務大臣 記事がいかに出ておりますが、私も記憶いたしておりません。しかしこの機会にさらにお尋ねの点にあるいは該當するのかもしれないが、電通省の基本的な考え方を申し上げておきたいと思ひます。

電通省におきましては、かねてから工事の一部直營をし、一部請負に付して参つておるものであります。私大臣に就任いたしました以来、建設工事自身はできるだけこれを民間業者の請負に付したのであります。ただ設備の保守等につきましては、これは直營が望ましいといふので、その点は直營を相當

大幅にいたしますが、建設等の工事につきましては、これを民間に移すという基本的な方針を採用いたしておるのではありません。この観点に立ちまして民間の請負業者、工事業者の状況等を勘案してみますと、在来工事の遂行上等から見まして、必ずしも資力、信用等十分なものばかりでも実はないのであります。これらの点に着目いたしまして、民間におきまして相当資本金を持つ大企業のもので、そうして工事能力のある会社が出て参つておるのではありません。この種の資力、信用のある会社が出て参りますことは、私どももいたしまして希望するところでありまして、しかしながら基本的な工事を請負に付するといふ場合におきましては、指名請負のもとにおきまして競争入札をいたし、公正な取扱い方をいたしておるのであります。特殊な会社等の間に特別な関係を結ぶといふようなことは絶対にないのではありません。この点につきましては、今までもこの委員会等におきまして二、三のお尋ねがあつたやうに記憶いたしておられますが、その際にもただいま申し上げる基本的な考え方なり、方針なり、また実際の取扱い等につきましては、はつきりお答えをいたしておるのであります。その点において何らかわりのないといふことを、重ねてこの機会にお話をいたす次第でございます。

なお国際通信の会社設立につきましては、ただいま電通の公社移行なり、あるいは国際部門を会社にするといふような点については、法案を整理中でありまして、いずれそれらの法案が提出されれば、皆さん方の御審議を賜りたい、かように考えておるのであります。

あります。この関係におきましても、一部におきまして新聞等でやかやく申しておるやうなものは何一つありませんが、まだ記事になつたという記憶は私自身におきましてはありませんから、これらの点につきましては、どこまでもサービス本位に考えまして機構の改革をねらつておるわけでありまして、十分注意をいたして参るつもりであります。また疑念、疑惑等を生じないよう、十分注意をいたして参るつもりであります。一言お答え申し上げます。

○庄司委員 佐藤さんのお答えの通り、あるいは御決意の通り、将来さうにあらまほしいことを私は願ひしてやみません。特に本員は政府與党の一員の關係上、何となく道義的にやはり責任觀念に打たれて、そういう新聞記事を讀みますと一層心を痛めておりますから、ただいまの御答弁の御方針で、特に公社等に移行の場合、俗にいう火事場どろぼうという悪い言葉が、ありますが、どさくさまぎれに、何か利権が伴ふやうなことが、もし國民の中のある特定のグループに與えられようとなつたならば、これはたいへんだと思ふのであります。ぜひ念には念を入れて、ただいまの御答弁の御趣旨が將來とも実現されるようにお願い申し上げ、希望してやまないのであります。

もう一点、これは結果においては小さな問題のようでありますが、これは全国的にかような傾向があるように思ひます。それは国際電話局の設置に伴う経過並びに結果の問題でございますが、これは入札等の問題ではございません。私はただいまお許しをいただ

いてわかりやすい一つの実例を申し上げたい。今回仙台市に昭和二十七年年度の予算の範囲内において、国際電話局ができることになつておりまして、これはその地方から出ております私としても、たいへんありがたいと喜んでおります。ところがこの国際電話局の土地は、元來政府のものでありませんで、元の仙台通信局の敷地でありまして、その敷地を仙台銀座商業株式会社がという会社に政府からやられて、その会社が持つておつた土地と交換した。その結果、今回交換をして仙台電通局が政府の名のもとに所有権を確保された敷地千坪の土地があります。その土地には、仙台銀座商業株式会社の店舗並びに住宅が二十六戸あります。この会社の總計の店舗並びに住宅は百三十六戸あります。そのうちの二十六戸が、たまたま交換の結果、今回国際電話局の設立される敷地内にあつたのであります。ところが電通省の仙台の出店の方では、この電話局の地鎮祭、起工式を四月十五日、今日であります。今日という日におきまじなりました。ところがわかなこととありますから、その二十六の世帯が立ちのいて行く先がないのであります。ところが裁判にかけて強制立ちのきの訴訟となりまして、たが、むろん譲渡権が電通省にあるのですから、政府が勝つたのであります。その結果、今日という日が強制立ちのきを受けるその日なのであります。が、にわかになつても立ちのきがない、行き先がないといふので、昨日今日にかけて二十六戸の代表者が二名参りまして、中尾施設局長初めお役所の係の方々に陳情されておるのであります。その結果、中尾局長にお

かれても、電話等を利用してある程度の御善処を願つたことだと私は信頼しておるのであります。が幸いにも、この交換した土地と土地の間に、一本の道路が市区改正によつて新しくできました。その道路のかたわらの方に二百四十坪という市区改正によつて電通局が提供した土地が空き地になつております。そこにその二十六戸をきわめて容易に移行させる方法があるのであります。また二十六戸もそれを希望しておるのであります。店舗をばらして持つて行く必要はない、すぐもうじやんじやんとか何かで押して持つて行かれる、そういう問題であります。ところが法律上からいへば、きようは強制的に立ちのきをさせられる日でありまして、法律的の所有権や何かからいへば、当然役所にはその権利があり、強制執行をなし得る判決を受けているのでありますから、それはけつこうでありますけれども、それでは味もそつけない。ぜひかような問題は、お役所の出店の方に適當な方法を講ぜられて、一定期間、たとへば十日とか十五日とか強制執行の日時を延長され、その間にあるいは仙台市長とか宮城県知事とか、そういうお役所の方へ交渉されて、円満に笑つて二十六戸が立ちのきできるような措置をとつていただきたい。これはひとり仙台市だけではなく、他にもこれに類した大小の問題がいろいろあります。大きな社会問題化するおそれもありますので、国際電話局の開設計画はもとより大切なことであるが、それに伴ひまして、従来長い間権利を持つておつた、あるいは居住権といひますようか持つておりました諸君が、にわかに行先がなくなる、強制執行で警

察官を手先にして立ちのきをさせるなどというやうな冷たい、愛憎のない行政措置では私はいけません。これは大臣からも御さんからも答弁はいりませんが、かような問題については、お役所にお歸りの後、米沢部長におかれてもさだめし適當な措置をとられておられると思ひますけれども、これは重大な問題でございます。私は自分の選挙区であるから弁明するのではない、これは大きな人間問題であり、社会問題でありますので、ひとつ御善処を願つておきたいと思ひます。

○田中委員長 次に電波監理について調査を進めます。

お諮りいたします。昨日橋本委員長より御発言のありました一般放送事業に対する事業税の非課税に関する件につきましては、その趣旨妥協と認められましたので、当委員会といたしましては、本件についてその善処方を地方行政委員会に申し入れたと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め……。

○田中委員長 委員 私は今の御提案には賛成でございますが、地方では財政が非常に困難になつております。これは皆御承知だと思ひます。こつち事業税は地方財政の上での非常な期待もありまして、地方財政に對する点をやはり考慮した上でこれをやるべきものと思ひます。そういう点の考慮を一応つけ加えて賛成したいと思ひます。

○田中委員長 多数賛成と認めることに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○田中委員長　なお案文につきまして、委員長に御一任をお願いしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長　御異議なければ、委員長において作成いたしました案文を朗読いたします。

一般放送事業に対する事業税非課税に関する申入書

一般放送事業（所謂民間放送事業）は、特殊な経営形態に属するものを除き現在、地方税法第七百四十一條第一項の規定によつて事業税の課税対象となつてゐるのであるが、本委員会は左に述べる理由に基き、一般放送事業を地方税法第七百四十三條に掲げる事業税の非課税範囲に加えることが適當であると見る見解をとるものである。即ち

一、一般放送事業は電波法による免許事業であり、また放送法及び電波監理委員会規則によつて公共の福祉に適合するように運営されなければならない公益性を有する事業であるのみならず、その政治経済文化に及ぼす影響の重大性に鑑み国及び地方自治体として、これに十分なる保護助長を加えるべき理由があること

二、一般放送事業は法令によるの外、その事業本来の性質上よりしても新聞事業と同じく高度の公共性をもつ事業であり、新聞事業が他の公共的事業に伍して、地方税法第七百四十三條によつて事業税非課税の取扱ひをうけてゐる均衡上からみても一般放送も、これと同様の取扱ひを受けることが當然であること

三、一般放送事業にあつては、新聞事業における購読料に相当する受信料は現にこれを徴収しておらず、広告収入が唯一の収入源であつて、一般公衆は反対給付なくして一般放送の番組を聴取し得ること

四、一般放送事業と並んで放送事業を行つてゐる日本放送協会については、法律上特殊の義務を負わしめてゐる非営利体である関係もあるが、受信料の徴収、所得税及び法人税の免税その他の特権をふ與し、更に地方税法第七百四十三條第三号により事業税を課してゐないのに反し、一般放送事業は広告税を除き何等の課税上の特典をも與えられてゐないこと

五、一般放送事業は充足後日なお浅く且つ、多額の当初設備資金を必要とする事業であるため、その経営収入は樂觀を許さないこと

よつて本委員会は四月十五日の会議の席上、目下貴委員会に上程中の内閣提出「地方税法の一部を改正する法律案」御審議の参考として上記の見解を貴委員会に伝え、適宜の措置をとられんことを要請する旨の議決を行つた。よつて小職は右議決に従い、この申入書によつて本委員会の要望を貴職に伝達するものである。

昭和二十七年四月十五日

衆議院電氣通信委員長

衆議院地方行政委員長殿

以上のごとく申入れたいと存じます。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。
午後四時十六分散会

〔参照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月二十一日印刷

昭和二十七年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所